

廃棄物処理業における人材確保等に向けた取組

廃棄物処理は平時のみならず災害時や感染拡大時においても国民生活・国民経済の安定確保に不可欠な業務であり、今後とも、我が国の社会経済システムに不可欠なインフラとして、地域と共生しながら循環経済の一翼をしっかりと担って頂く必要がある。

環境省から、前回会合で共有された関係省庁の取組を業界団体に周知した。また、処理業者において大型バス運転手を新たにドライバーとして雇用した事例も把握している。

さらに、中長期的な廃棄物処理業の人材確保に向け、次のような取組を進めている。

廃棄物処理業の人材確保のための取組

●労働安全衛生向上

- ・業界団体（全国産業資源循環連合会）において「労働災害防止計画」を策定し、企業における安全衛生規程の作成の推進等を通じた死傷者数の減少に向けた取組を実施
- ・新型コロナウイルス感染症の環境下においても作業員の安全を確保できるよう、収集運搬作業者向けの感染防止対策についてチラシを作成し、周知
- ・関係団体において、労働災害防止の教材（動画）を作成、公表

●人材育成

- ・業界団体で実施される廃棄物処理実務者研修会や廃棄物処理検定を後援し、労働者が関係法令等に円滑に習熟出来るよう体制を整備

●働き方改革

- ・業界団体に対して働き方改革に係る取組を周知
- ・廃棄物処理法の手続の合理化により廃棄物処理業者の負担を軽減

●外国人労働者の労働環境の整備

- ・外国人労働者の技能実習制度の活用に向け、海外へ移転可能な技術の特定などの取組を実施する業界団体を支援
- ・廃棄物処理業者の一部において、「機械保全」等の職種で技能実習生を受け入れ、丁寧な安全教育や日本語学習の場の提供等により良好な労働環境を提供